

令和6年広審第34号

裁 決

遊漁船A消波ブロック衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年7月28日05時53分

境港第2区

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 11.58メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 323キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央の船尾寄りに操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、操舵室前部に右舷側から順にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.7メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年7月28日00時05分境港第2区を発し、同港北東方沖合約10海里の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、境港北東方沖合から同港第2区に向けて帰航する際、島根県地蔵埼を右舷側に見て航過後、転針予定地点で右転して境港第2区の第2防波堤の北側に向けて航行していた。

a受審人は、00時50分前示の釣り場に到着し、遊漁を行った後、05時05分同釣り場を発進して境港第2区に向けて帰途に就いた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、05時30分美保関灯台から065度（真方位、以下同じ。）1.90海里の地点で、針路を236度に定めて自動操舵とし、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、05時38分美保関灯台から162度600メートルの地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩み、眠気を催したが、程なく転針予定地点に至るので居眠りすることはないものと思い、操縦席から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥った。

a 受審人は、転針予定地点を通過して第2防波堤に向首続航し、05時53分美保関灯台から231度3.85海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、第2防波堤の消波ブロックに衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、日出時刻は05時12分であった。

衝突の結果、左舷船首部外板に破口等を生じたが、のち修理され、釣り客8人が、右2、3、4肋骨骨折等、左肋骨多発骨折及び全身打撲等、第2腰椎左横突起骨折及び腰椎捻挫等、頸椎捻挫及び右肩打撲等、頭部打撲傷及び腰部打撲傷、頸椎捻挫及び後頭部打撲傷、左鎖骨骨幹部骨折及び左肩峰骨折並びに左肩腱板損傷及び両側腰椎横突起骨折等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件消波ブロック衝突は、境港北東方沖合において、同港第2区に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同区の第2防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、境港北東方沖合において、同港第2区に向けて帰航中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、操縦席から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく転針予定地点に至るので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、同地点を通過して同区の第2防波堤に向首進行して同防波堤の消波ブロックに衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客8人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年5月21日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義